

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費支給関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、医療福祉費支給関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

平成27年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費支給関連事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び石岡市医療福祉費給付に関する条例に基づき、医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容等により受給者ごとに分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格の管理を行う。 ②世帯員の住民税課税状況より、医療費助成対象者の判定をし、受給者証の交付を行う。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。
③システムの名称	石岡市医療福祉システム、石岡市宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉費助成ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、茨城県医療福祉対策要綱、石岡市医療福祉費給付に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部 保険年金課
②所属長	保険年金課長 豊崎 康弘
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部保険年金課 石岡市石岡1-1-1 0299-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活環境部保険年金課 石岡市石岡1-1-1 0299-23-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

